



# 山形県公報

平成16年2月6日(金)  
第1514号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                             |                      |     |
|---------------------------------------------|----------------------|-----|
| 有害図書類の指定.....                               | (文化振興課) ...          | 130 |
| 山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....       | (健康福祉企画課) ...        | 131 |
| 山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (農政企画課) ...          | 同   |
| 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....       | ( 同 ) ...            | 132 |
| 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....   | ( 同 ) ...            | 同   |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....                      | (庄内総合支庁農村計画課) ...    | 133 |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                          | ( 同 ) ...            | 同   |
| 都市計画事業の認可の告示.....                           | (都市計画課) ...          | 同   |
| 河川区域の変更による廃川敷地等.....                        | (河川砂防課) ...          | 134 |
| 建設業者に対する営業停止の処分.....                        | (村山総合支庁建設総務課) ...    | 同   |
| 道路の区域の変更.....                               | ( 同 ) ...            | 同   |
| 同.....                                      | ( 同 ) ...            | 135 |
| 県道の供用の開始.....                               | ( 同 ) ...            | 同   |
| 道路の区域の変更.....                               | (最上総合支庁建設総務課) ...    | 同   |
| 同.....                                      | ( 同 ) ...            | 136 |
| 県道の供用の開始.....                               | ( 同 ) ...            | 同   |
| 同.....                                      | ( 同 ) ...            | 同   |
| 道路の区域の変更.....                               | (置賜総合支庁建設総務課) ...    | 137 |
| 同.....                                      | ( 同 ) ...            | 同   |
| 同.....                                      | ( 同 ) ...            | 同   |
| 県道の供用の開始.....                               | ( 同 ) ...            | 138 |
| 同.....                                      | ( 同 ) ...            | 同   |
| 道路の区域の変更.....                               | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 同   |
| 同.....                                      | ( 同 ) ...            | 同   |
| 県道の供用の開始.....                               | ( 同 ) ...            | 139 |
| 同.....                                      | (庄内総合支庁建設総務課) ...    | 同   |

### 公 告

|                         |                   |     |
|-------------------------|-------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (置賜総合支庁企画振興課) ... | 同   |
| 一般競争入札の公告.....          | (病院事業局) ...       | 140 |
| 同.....                  | ( 同 ) ...         | 141 |
| 同.....                  | ( 同 ) ...         | 142 |

### 正 誤

## 告 示

## 山形県告示第125号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成16年2月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

( 図 書 )

| 指定<br>番号 | 題 名                | 図 書 コ ー ド | 発 行 所 等     | 指 定 の 理 由                           |
|----------|--------------------|-----------|-------------|-------------------------------------|
| 8041     | 近親親子愛DX 特別編集第三章    | 07030-2   | 雄 出 版 珂     | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8042     | ザ・ベストSpecial 02    | 14077-2   | KKベストセラーズ   |                                     |
| 8043     | パラダイスexciting No.7 | 06464-02  | スリーエイトカンパニー |                                     |
| 8044     | @BUBKA 2月号         | 11537-2   | (株)コアマガジン   |                                     |
| 8045     | スペシャルアヤ 2月号        | 09671-2   | 宙 出 版       |                                     |
| 8046     | ラビアン2月号            | 19820-1   | 笠 倉 出 版 社   |                                     |
| 8047     | もっとすごい本当のH話 2月号    | 18763-02  | (株)バウハウス    |                                     |
| 8048     | Chuッ 2月号           | 06235-2   | ワニマガジン社     |                                     |
| 8049     | 恋人写真?!             | コード不明     | ミリオン出版(株)   |                                     |
| 8050     | 危険な愛体験special 2月号  | 02893-2   | (株)新英社      |                                     |
| 8051     | 本当にあったHな出会いの話 3月号  | 06636-03  | (株)バウハウス    |                                     |
| 8052     | monthly GON! 2月号   | 03911-2   | ミリオン出版(株)   |                                     |
| 8053     | カルビPOWER 2月号       | 02591-02  | 若 生 出 版 (株) |                                     |
| 8054     | 人妻の本当にあった淫らな話VOL.9 | 18400-3   | (株)一水社      |                                     |
| 8055     | お家につくまでが遠足です(山本直樹) | コード不明     | (株)太田出版     |                                     |
| 8056     | URECCO 2月号         | 01851-02  | ミリオン出版(株)   |                                     |
| 8057     | Chuッ 2月号増刊vol.62   | 06236-2   | ワニマガジン社     |                                     |
| 8058     | 天翔る時の雫             | 52121-12  | (株)フロム出版    |                                     |

〔参考〕青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類

(図書)

| 番号 | 題名                       | 区分       | 発行所等    |
|----|--------------------------|----------|---------|
| 1  | 素人妻自身熟女宣言1月増刊号           | 05138-01 | 平和出版(株) |
| 2  | 生素人娘 VOL.1               | 02654-7  | (株)光彩書房 |
| 3  | Petit QUEEN Best ECSTASY | 66017-14 | 司書房     |

(録画テープ等)

| 番号 | 題名         | 区分  | 発行所等         |
|----|------------|-----|--------------|
| 1  | 8時間極上女子校生  | DVD | BOON!        |
| 2  | 東京秘巨乳痴女デート | ビデオ | (株)ポルーションキング |

山形県告示第126号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「年0.4パーセント」を「年0.375パーセント」に、「年0.8パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

附則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成16年1月19日から適用する。
- 平成16年1月19日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第127号

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1467号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年利率0.65パーセント」を「年利率1.25パーセント」に改め、同条第2号イ(イ)中「年利率0.80パーセント」を「年利率1.40パーセント」に改め、同号イ(ロ)中「年利率0.95パーセント」を「年利率1.55パーセント」に改め、同号ロ(イ)中「年利率0.70パーセント」を「年利率1.30パーセント」に改め、同号ロ(ロ)中「年利率0.95パーセント」を「年利率1.55パーセント」に改める。

|     |            |            |   |
|-----|------------|------------|---|
| 別表中 | 年1.10パーセント | 年0.80パーセント | を |
|     | 年0.95パーセント | 年0.65パーセント |   |
|     | 年0.80パーセント | 年0.50パーセント |   |

|            |            |
|------------|------------|
| 年1.05パーセント | 年0.75パーセント |
| 年0.80パーセント | 年0.50パーセント |

|            |            |
|------------|------------|
| 年1.50パーセント | 年1.20パーセント |
| 年1.35パーセント | 年1.05パーセント |
| 年1.20パーセント | 年0.90パーセント |
| 年1.45パーセント | 年1.15パーセント |
| 年1.20パーセント | 年0.90パーセント |

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成15年12月15日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、平成15年12月15日以後に貸し付けられた資金に係る補助金について適用し、同日前に貸し付けられた資金に係る補助金については、なお従前の例による。

## 山形県告示第128号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程(昭和48年6月県告示第796号)の一部を次のように改正する。  
第4条の表中「年0.2パーセント」を「年0.1パーセント」に、「年0.25パーセント」を「年0.15パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.35パーセント」に、「年0.6パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成15年12月18日から適用する。
- 2 平成15年12月18日以前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第129号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程(平成4年6月県告示第729号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.95パーセント」を「年2.85パーセント」に改める。

第4条の表中「年0.2パーセント」を「年0.1パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.35パーセント」に改める。

## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成15年12月18日から適用する。

- 2 平成15年12月18日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第130号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成16年2月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 届出者の名称  | 地区名 | 事業の名称    | 工事完了年月日     |
|---------|-----|----------|-------------|
| 西郷土地改良区 | 茨新田 | 基盤整備促進事業 | 平成15年12月26日 |

## 山形県告示第131号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営ふじの里東部地区土地改良(中山間地域総合整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良(ふじの里東部地区中山間地域総合整備)事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
藤島町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年2月12日から同年3月11日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第132号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による告示があった。

平成16年2月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・28号四日町日月山線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 山形市薬師町一丁目及び二丁目、番外地、双月町一丁目及び二丁目並びに六日町地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成16年1月26日 東北地方整備局告示第5号

## 山形県告示第133号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系京田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成16年1月28日
- 3 廃川敷地等の位置  
(上流) 東田川郡藤島町大字添川字楯ノ沢218番地先から  
(下流) 東田川郡藤島町大字添川字楯ノ沢65番の3地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 1,120.35㎡

## 山形県告示第134号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 処分をした年月日  
平成16年1月30日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 有限会社トヨックス
  - (2) 主たる営業所の所在地 山形市松山二丁目11番28号
  - (3) 代表者の氏名 安孫子 豊彦
  - (4) 許可番号 山形県知事許可(般-12)第101523号
- 3 処分の内容  
建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事で、内装仕上工事に係るもの(下請契約によるものを含む。)について、平成16年2月10日から同月16日までの7日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実  
有限会社トヨックスが、山形県発注の平成13年度山形県立新庄産業高等学校(仮称)校舎新築(建築)工事において、当時建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営んでいた者と下請契約を締結していたことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

## 山形県告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間        | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長      |
|-------------------------|----------|------|----------------------|---------|
| 山形市大字松原字下川原341番2から<br>同 | 307番30まで | 旧    | 96.0メートル<br>と<br>8.0 | 240メートル |
| 同                       | 上        | 新    | 72.4メートル<br>と<br>8.0 | 同上      |

## 山形県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王成沢長谷堂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延長      |
|-------------------------|--------------------|------|------------------------|---------|
| 山形市蔵王松ヶ丘一丁目651番1から<br>同 | 蔵王成沢字向久保田2163番46まで | 旧    | 130.0メートル<br>と<br>16.0 | 542メートル |
| 同                       | 上                  | 新    | 43.8メートル<br>と<br>16.0  | 533メートル |

## 山形県告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字風間字砥切山2090番8から  
同 大字十文字字川原田191番3まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月6日

## 山形県告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|------------------------|---|------|----------|-----------|
| 最上郡大蔵村大字南山字今小屋4359番4から |   | 旧    | 22.0メートル | 1,434メートル |
| 同 字紫山外34国有林163林班い2小班まで |   |      | 5.0      |           |
| 同                      | 上 | 新    | 22.0メートル | 同上        |
|                        |   |      | 5.0      |           |

## 山形県告示第139号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 最上鬼首線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員     | 延長        |
|-----------------------|---|------|-----------|-----------|
| 最上郡最上町大字向町字熊ノ前120番1から |   | 旧    | 30.0メートル  | 1,080メートル |
| 同 字愛宕前791番1まで         |   |      | 3.0       |           |
| 最上郡最上町大字向町字町浦45番1から   |   | 新    | 337.4メートル | 1,727メートル |
| 同 字愛宕前791番1まで         |   |      | 18.0      |           |
| 最上郡最上町大字向町字町浦107番3から  |   | 新    | 104.0メートル | 1,715メートル |
| 同 字愛宕前791番1まで         |   |      | 18.0      |           |

## 山形県告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字今小屋4359番4から  
同 字紫山外34国有林163林班い2小班まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月6日

## 山形県告示第141号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 最上鬼首線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字向町字町浦107番3から  
同 92番10まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月6日



## 山形県告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|-------------------|---|------|----------|--------|
| 南陽市郡山字西角三1097番1から |   | 旧    | 14.3メートル | 52メートル |
| 同 1089番5まで        |   |      | 12.7     |        |
| 同                 | 上 | 新    | 14.4メートル | 36メートル |
|                   |   |      | 13.5     |        |

## 山形県告示第143号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梨郷赤湯停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|-------------------|---|------|----------|--------|
| 南陽市郡山字荒田1059番39から |   | 旧    | 18.0メートル | 83メートル |
| 同 1059番3まで        |   |      | 7.4      |        |
| 南陽市郡山字荒田1059番39から |   | 新    | 11.6メートル | 60メートル |
| 同 1059番11まで       |   |      | 7.4      |        |

## 山形県告示第144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場大橋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|-------------------|---|------|----------|--------|
| 南陽市郡山字西角三1097番1から |   | 旧    | 18.0メートル | 83メートル |
| 同 字荒田1058番7まで     |   |      | 7.4      |        |
| 南陽市郡山字荒田1058番2から  |   | 新    | 11.6メートル | 60メートル |
| 同 1058番7まで        |   |      | 7.4      |        |

## 山形県告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 赤湯停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市郡山字西角三1097番1から  
同 1089番5まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月6日

## 山形県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 赤湯停車場大橋線
- 2 供用開始の区間 南陽市郡山字荒田1058番2から  
同 1058番7まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月6日

## 山形県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒鴨鮎貝線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|---------------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字赤坂一3855番4から<br>同 3855番13まで      | 旧    | 15.0メートル<br>11.4 | メートル<br>30  |
| 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字赤坂一3855番4から<br>同 字天狗林ノ五2157番2まで | 新    | 16.5メートル<br>8.1  | メートル<br>720 |

## 山形県告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                              | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長       |
|--------------------------------------------------|------|------------------|-----------|
| 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字遠藤清水五1043番9から<br>同 大字箕和田字西ノ上1479番2まで | 旧    | 26.6メートル<br>7.0  | 1,825メートル |
| 同 上                                              |      | 44.5メートル<br>18.0 | 1,786メートル |
| 同 上                                              | 新    | 30.0メートル<br>7.0  | 1,895メートル |
| 同 上                                              |      | 44.5メートル<br>18.0 | 1,786メートル |

## 山形県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 黒鴨鮎貝線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字赤坂一3855番4から  
同 字大町六2360番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月6日

## 山形県告示第150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月6日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成16年2月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 酒田鶴岡線
- 2 供用開始の区間 酒田市京田二丁目13番17から  
同 錦町五丁目32番61まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月6日

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年2月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年1月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ひまわりサービス
  - (2) 代表者の氏名  
伊東 克彦

(3) 主たる事務所の所在地  
山形県米沢市成島町一丁目7番59号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者、心身障害者やその家族、その他の援助を必要とする人々に対して、住民参加のもとに、地域に根ざした移送及び生活支援サービスを提供し福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年2月6日

山形県立日本海病院長 亀山 仁 一

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院講堂  
(2) 日 時 平成16年3月24日(水) 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)  
(2) 年間調達予定数量 1,620キロリットル  
(3) 納入期間及び納入方法 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。  
(4) 納入場所 山形県立日本海病院  
(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院医事経営課用度係 電話番号0234(26)2001

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。  
(2) この入札及び契約については、山形県立日本海病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。  
(3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。  
(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 1,620kl  
(2) Time limit for tender: 2:00 P.M. March 24, 2004

- (3) Contact point for the notice: Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho cho, Sakata shi, Yamagata ken 998 8501 Japan TEL0234 26 2001

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年2月6日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室  
(2) 日 時 平成16年3月23日(火) 午前10時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)  
(2) 年間調達予定数量 1,230キロリットル  
(3) 納入期間及び納入方法 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。  
(4) 納入場所 山形県立新庄病院  
(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。  
(2) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。  
(3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。  
(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 1,230kl  
(2) Time limit for tender: 10:30 A.M. March 23, 2004  
(3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12 55 Wakaba cho, Shinjo shi, Yamagata ken 996 0025 Japan TEL0233 22 5525

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院院内清掃等業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年2月6日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室
- (2) 日 時 平成16年3月23日(火) 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に定める基準に適合していること。
- (3) 清掃作業員を常時23名以上派遣できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) 現場説明会の場所及び日時  
イ 場 所 山形県立新庄病院大会議室  
ロ 日 時 平成16年3月8日(月) 午後1時30分
- (2) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(1)、(2)及び(3)に係る証明書を平成16年3月15日(月)午後3時まで山形県立新庄病院総務課に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (4) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Shinjo Prefectural Hospital

- (2) Time limit for tender: 2:00 P.M. March 23, 2004
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12 55 Wakaba cho, Shinjo shi, Yamagata ken 996 0025 Japan TEL0233 22 5525

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 正<br>行 | 誤    | 正    |
|------------|-----------|-----|--------|------|------|
| 平成16. 1.23 | 第1510号    | 53  | 4      | 阿部富雄 | 阿部富男 |

平成16年2月6日印刷  
平成16年2月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056